

下野市成年後見制度利用支援事業のご案内

下野市では、下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」と記載）に基づき、成年後見制度の利用を支援するための助成等を行っています。

なお、令和5年4月1日から、助成の対象費用や対象者、申請時に必要な書類等について変更していますので、ご注意ください。

1. 申立費用の助成

(1) 概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所に後見等開始の審判請求を行うための申立費用を負担することが困難と認められる場合に、審判請求に必要となる費用の一部を助成します。

(2) 対象者（要綱第3条第2項）

市内に居住している方などのうち、下記（6）の基準を満たす方

(3) 助成対象費用（要綱第10条第2項・第3項）

審判請求に必要となる、「収入印紙代」「郵便切手代」「診断書作成費用」「鑑定費用」が対象となります。ただし、「鑑定費用」については10万円を上限額とし、それを超える金額については対象とはなりません。

(4) 申請期間（要綱第11条第3項第1号）

後見等開始の審判の確定日から90日以内（ただし、助成を受けなければ審判請求ができないと認められる場合は、審判の確定前に申請が可能）

(5) 申請書類（要綱第11条第2項第1号）

★は必須、☆はいずれか必須

- ① ★申請書（様式第1号）
- ② ★財産目録の写し
- ③ ★収支予定表の写し
- ④ ☆登記事項証明書の写し（申請者が後見人等の場合）
- ⑤ ☆後見等開始の審判書の写し（申請者が後見人等以外の場合）
- ⑥ ☆後見等開始の申立書の写し（審判の確定前に申請する場合）
- ⑦ 診断書作成費用・鑑定費用が分かる書類（当該費用を含んだ申請の場合）

(6) 助成可否の判断基準

「預貯金と現金の合計額（申請書類②で把握）」と「年間の収支予定額（申請書類③で把握）」を合算し、その金額から「審判請求に要する費用（申請書類①で把握）」を差し引いた金額が50万円未満となる場合に助成の対象となります。

2. 後見人等の報酬の助成

(1) 概要

収入や資産等の状況から、家庭裁判所が行う報酬付与の審判により決定した後見人等の報酬を負担することが困難と認められる場合に、その報酬の全部又は一部を助成します。報酬付与の審判を受けるごとに、最新の審判内容に基づき助成の申請を行うことが可能です。

(2) 対象者（要綱第3条第2項）

市内に居住している方などのうち、下記（6）の基準を満たす方

(3) 助成対象費用（要綱第10条第4項・第5項・第6項）

報酬付与の審判により決定した後見人等の報酬が対象となります。

ただし、被後見人等が施設に入所等している場合は月額18,000円を、それ以外の場合（在宅等）は月額28,000円を上限額とし、それを超える金額については対象とはなりません。また、報酬付与の期間が12か月を超える場合は、直近の12か月分のみが対象となります。

なお、被後見人等が亡くなった後に後見人等だった方が申請する場合は、報酬額と助成上限額を比較して少ない方の金額から、被後見人等の遺留財産額を差し引いた金額が対象となります（要綱第11条第5項）。

(4) 申請期間（要綱第11条第3項第2号）

報酬付与の審判の決定日から90日以内

(5) 申請書類（要綱第11条第2項第2号）

★は必須、☆はいずれか必須

- ① ★申請書（様式第1号）
- ② ★財産目録の写し
- ③ ★収支予定表（または年間収支予定表）の写し
- ④ ★事務報告書（または後見等事務報告書）の写し
- ⑤ ★報酬付与の審判書の写し
- ⑥ ☆登記事項証明書の写し（申請者が後見人等の場合）
- ⑦ ☆後見等開始の審判書の写し（申請者が後見人等以外の場合）

(6) 助成可否の判断基準

「預貯金と現金の合計額（申請書類②で把握）」と「年間の収支予定額（申請書類③で把握）」を合算し、その金額から「後見人等の報酬額（申請書類⑤で把握）」を差し引いた金額が**30万円未満**となる場合に助成の対象となります。

3. 市長による審判請求

(1) 概要

判断能力が不十分であり、成年後見制度の利用が必要な状態であるにも関わらず、家庭裁判所に後見等開始の審判請求を行う親族等がいなかった方については、市長による審判請求（以下「市長申立て」と記載）の対象となる場合があります。

(2) 対象者（要綱第3条第1項）

市内に居住している方などのうち、判断能力が不十分であり、「親族等がいらない」「親族等が審判請求を拒否している」「親族等から虐待を受けている」「親族等が音信不通の状態にある」といった方が対象となります。

(3) 要否の判断基準

市長申立ての要否は、対象者の判断能力や健康状態、親族等の有無を把握するために行う調査（要綱第4条）の結果などに基づき、下野市成年後見審判申立審査会（要綱第5条・第6条・第7条）において判断します。

なお、要否の判断は申請等に基づき行うものではなく、その必要性があると認められる方を市が把握したときに都度行うものとなります。

(4) 費用負担（要綱第8条・第9条）

市長申立てに要する費用は、市が負担します。

ただし、対象者に当該費用を負担できる収入や資産等があると認められる場合には、家庭裁判所を通して当該費用を求償する（返還を求める）ことがあります。

(5) 留意事項

市長申立ては、老人福祉法（第32条）、知的障害者福祉法（第28条）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第51条の11の2）に基づき、「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」に行うことができるとされています。

成年後見制度は、適切に利用することで対象者の権利や財産を守ることができ一方で、誤った判断に基づき利用した場合には対象者が望む生活の一部を制限してしまう恐れがあります。このことから、虐待などにより迅速な判断が必要な場合を除き、市長申立ての要否の判断は十分な調査のもとに行う必要があります。その調査には相当の時間がかかる場合があります。

4. 助成の申請先・市長申立ての相談窓口

助成の申請、市長申立てに関してご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

対象者の年齢	申請先・相談窓口
審判の対象者が <u>65歳以上</u> の場合	下野市高齢福祉課 基幹型地域包括支援センター 【所在地】〒329-0492 笹原26番地 市役所1階（10番窓口） 【TEL】0285-32-8904 【メール】koureifukushi@city.shimotsuke.lg.jp
審判の対象者が <u>65歳未満</u> の場合	下野市社会福祉課 障がい福祉グループ 【所在地】〒329-0492 笹原26番地 市役所1階（9番窓口） 【TEL】0285-32-8900 【メール】syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp

※対象者の状況によって、申請先・相談窓口が異なる場合がありますが、まずは上記窓口までご相談ください。

5. その他の相談窓口

成年後見制度に関する総合相談窓口として、令和5年3月に「下野市成年後見サポートセンター」を開設しました。

後見人等の支援や制度の利用促進に関することは、下記までお問い合わせください。

相談の内容	相談窓口
制度全般・後見人等の 支援に関すること	下野市成年後見サポートセンター 【所在地】〒329-0414 小金井789番地 市社会福祉協議会（ゆうゆう館内） 【TEL】0285-43-1236 【メール】info@shimotsuke-syakyo.or.jp
制度の利用促進に 関すること	下野市社会福祉課 地域共生グループ 【所在地】〒329-0492 笹原26番地 市役所1階（9番窓口） 【TEL】0285-32-7087 【メール】syakaifukushi@city.shimotsuke.lg.jp